## 平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

7	府省庁名 経済産業省			
個	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税)			
独	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長			
づに	<ul> <li>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</li> <li>独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が中小機構法第15条第1項第13号に基づき行う業務のうち、施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務の用に供する建物の所有権の取得登記に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を非課税とする。</li> <li>特例措置の内容</li> <li>不動産取得税、固定資産税、都市計画税の非課税措置の期限を平成27年度末から平成29年度末に2年間延長する。</li> </ul>			
	不動産取得税 地方税法第 51 条の 2 第 1 項 固定資産税及び都市計画税 地方税法第 56 条の 2			
_	初年度] ( ▲289 ) [改正増減収額] (単位:百万円)			
(1)政策目的 東日本大震災で被害を受けた地域において、中小機構が仮設店舗、仮設工場等を設置し、市町村を通じて 被災中小企業・小規模事業者に無償で貸し出しを行うことにより、早期の事業再開への支援を行う。これに より、被災市町村における産業の復旧・復興を促進する。 (2)施策の必要性 中小機構が行う仮設施設整備事業については、東日本大震災で被害を受けた市町村において、被災地の中 小企業・小規模事業者が早期に事業を再開するため、平成23年度補正予算等により実施している。 これまでも多くの被災市町村から本事業に係る要望を受け、仮設施設の整備を行ってきたことで被災事業 者の事業再開を実現し、東日本大震災からの本格的な復旧・復興に寄与している。 しかしながら、依然として、原子力災害により避難区域外に移転した被災事業者が避難区域等の見直しに よって地元に戻る動きがあるものの、当該地域においては、事業の再開をするための支援が必要であること				
や、津波被害にみまわれた地域においては、ガレキ撤去や土地の嵩上げなどの進捗が見込まれない地域も るなど、本格復興に移ることができない特殊事情にある地域も多く残されており、仮設施設整備事業の二 ズは引き続き高い状況にある。 このような状況の中で、当該事業に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置を延長す ことは、被災市町村における産業の復旧・復興の促進に資する。				
_	ページ 1.7_1			
	独 · づに · 延			

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	4-5 福島·震災復興
	政策の 達成目標	東日本大震災で被害を受けた地域において、被災した中小企業・小規模事業者の事業再開を 支援し、産業の復旧・復興を促進する。
合 理 性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の 達成状況	本事業により、被災地域からの要望を踏まえ、仮設施設等の整備を行ってきたが、原子力災害や津波被害にみまわれた地域においては、依然として復旧・復興が進んでおらず、目標は達成できていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	避難区域等の見直しなどに伴い、復旧工事事業者や除染事業者が宿泊するための仮設宿泊施設などの整備が必要な場合や、津波被害にみまわれた地域における土地の嵩上げ等によるインフラ整備が遅れていることにより、本格事業再開ができない地域がある。こうした本格復興できない地域においては、仮設施設の整備を進めていくことが東日本大震災からの復興のために不可欠であるところ、当該仮設施設の整備に伴い不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用が見込まれる。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を講じることにより、被災事業者支援を円滑に実施することが可能となり、被災 市町村の産業の復旧・復興が図られる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	当該事業に係る国税(印紙税、登録免許税)について非課税措置を講じている。
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	本事業の予算措置額は、平成 26 年度以降、中小機構の第 2 期中期目標期間の繰越積立金を充 てている。
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記の予算では仮設施設整備事業における仮設施設の建設に係る費用を計上しており、税額 相当分は含まれていない。 本特例措置は当該事業に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を非課税にするもの。
	要望の措置の 妥当性	東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業 を再開し、被災市町村の復興を進めていくために不可欠な事業であり、引き続き、現行と同様 の税制上の措置を講じることが妥当である。
	ページ	17—2

税負担軽減措置等の 適用実績	不動産取得税 平成 23 年度 392.6 百万円 平成 24 年度 341.9 百万円 平成 25 年度 57.6 百万円 平成 26 年度 19.7 百万円  固定資産税 平成 23 年度 137.3 百万円 平成 24 年度 119.5 百万円 平成 25 年度 20.2 百万円 平成 26 年度 6.9 百万円
	平成 23 年度 29.6 百万円 平成 24 年度 25.7 百万円 平成 25 年度 4.4 百万円 平成 26 年度 1.5 百万円
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業 を再開することが可能となり、震災からの早期の復興に寄与している。
前回要望時の 達成目標	東日本大震災で被害を受けた地域において、中小機構が仮設店舗、仮設工場等を設置し、市町村を通じて被災中小企業・小規模事業者に無償で貸し出しを行うことにより、早期の事業再開への支援を行う。これにより、被災市町村における産業の復旧・復興を促進する。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	避難区域等の見直しなどに伴い、復旧工事事業者や除染事業者が宿泊するための仮設宿泊施設などの整備が必要な場合や、津波被害にみまわれた地域における土地の嵩上げ等によるインフラ整備が遅れていることにより、本格事業再開ができない地域がある。 こうした本格復興できない地域においては、仮設施設の整備を進めていくことが東日本大震災からの復興のために不可欠である。
これまでの要望経緯	平成 23 年度創設 平成 24 年度 1 年延長 平成 25 年度 2 年延長
ページ	17—3